

11月9日は119番の日です！



消防署より

■お問い合わせ

下川消防署 ☎・☆4-2119

9月末現在

救急出動件数 111件

火災件数 1件

火災や救急などで119番通報をするときは、気持ちがあせて正確に話をすることがむずかしくなることがあります。

いざという時に慌てないために、今一度119番通報の正しい方法を確認しておきましょう。

※火災の場合に伝えてほしいこと

- ①場 所: どこで火災が発生しているのかを具体的に伝えてください（わからない場合は近くにある建物や目印等）。そのとき、なにが燃えているのかわかれば伝えてください。
- ②逃げ遅れた人: 火災現場に逃げ遅れた人がいるかいないか、わかれば伝えてください。
- ③連絡先: 消防署から火災現場等の再確認のため、電話をする場合がありますので、通報者（あなた）の氏名と電話番号を伝えてください。



※救急の場合に伝えてほしいこと

- ①場 所: 病気やケガをされた人の現在地を伝えてください（わからない場合は近くにある建物や目印等）。
- ②傷病者: 病気やケガをされた人の氏名・年齢と、病気やケガの程度をできるだけ詳しく伝えてください。
- ③連絡先: 通報者（あなた）の氏名と電話番号を伝えてください。

☆119番は緊急通報専用です。いたずらや問い合わせには使用しないでください。

☆行政情報端末を使用しての119番通報はできませんので、一般固定電話、又は携帯電話から通報してください。

☆誤って通報してしまった場合は「間違えました」と伝えてください。



○携帯電話からの通報について

携帯電話で通報する場合も、局番なしの「**119**」で通報してください。町内から通報した場合、まず名寄消防署につながりますので「**下川町で火事です。若しくは救急です。**」と伝えると下川消防署にそのまま転送されます。

○携帯電話からの通報に関しては次の点に注意してください。

- ①通報が終わった後は、消防隊、若しくは救急隊が到着するまでその場を離れることなく、安全な場所で待機しててください。
- ②車を運転中の通報は大変危険です。また、道路交通法違反となりますので、必ず停車し、安全な場所で通報するようお願いいたします。
- ③電波の状況によっては、通話が途切れることがありますので、建物の外に出てみる、別の場所に移動してみるなど、電波が安定するよう試みてください。

※救急講習会の申込みや揚煙行為等の各種届出の問い合わせは☎4-2119をお願いします。